

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月19日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第17号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 勤勉手当の成績率 )</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 100分の185（県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の225）</p> <p>(2) 略</p>	<p>( 勤勉手当の成績率 )</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には100分の185（県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（以下この号及び次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の225）、12月に支給する場合には100分の195（特定幹部職員にあつては、100分の235）</u></p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第12条の規定は、令和元年12月1日から適用する。